

ふるさと越後の家づくり事業実施要領

(趣旨)

第1条 ふるさと越後の家づくり事業の実施にあたっては、新潟県補助金等交付規則（昭和32年新潟県規則第7号。以下「規則」という。）及び新潟県林業関係補助金交付要綱（以下、「補助金交付要綱」という。）に定めるもののほか、この要領の定めるところによる。

(目的)

第2条 ふるさと越後の家づくり事業は、品質・性能が明確な県産杉材製品である越後杉ブランド認証材（「越後杉ブランド認証規程（平成13年11月22日）」）を一定量使用する安全で安心な住宅の普及・定着及び県産材の利用拡大を図るとともに、併せて若者やU I J ターン者等の定住促進と、県産瓦・県産畳・しっくい塗りの利用をすすめ住宅建築関連産業の振興につなげることを目的とする。

(補助金の交付対象者)

第3条 補助金の交付対象者は、新潟県に事業所を有し、県内で居住するために第4条4及び第4条5に該当する戸建て住宅を供給する施工業者（大工・工務店等）とする。

(補助基準等)

第4条 補助基準等は次のとおりとする。

- 2 建築主に対し事業内容を説明し、補助金の申請及び取扱いについて同意を得ること。
- 3 原則として、申請年度の4月1日以降納材のあった住宅を対象とする。

4 使用する木材使用量の条件

項 目	新築	リフォーム	
		増築・改築	修繕・模様替
越後杉ブランド認証材使用量	5 m ³ 以上 かつ	5 m ³ 以上 かつ	5 m ³ 以上
床面積1 m ² 当たりの使用量	0.09 m ³ /m ² 以上	0.09 m ³ /m ² 以上	-

5 数値基準は次のとおりとする。

越後杉ブランド認証材使用量	補助額
5 m ³ 以上 10 m ³ 未満	10万円
10 m ³ 以上 15 m ³ 未満	20万円
15 m ³ 以上 20 m ³ 未満	30万円
20 m ³ 以上	40万円

6 建築主が次に掲げる基準のいずれかに該当する場合、定住促進加算として、10万円を上乗せする。

(基準)

①若者	原則として申請年度の4月1日現在の年齢が満35歳未満の者
②UIJターン者等	原則として申請年度の4月1日から遡り3年前の4月1日以降に新潟県に転入した者、または、現在新潟県外に居住する者で新潟県内に居住用住宅を建築し居住を予定する者

原則として申請年度の4月1日から遡り3年前の4月1日以降新たに農林水産業に就業した者または就業した者のいる世帯

①農業	新たに就農した者または農業法人等に就業した者
②林業	林業労働力確保改善計画認定事業体等林業事業体に就業した者
③水産業	漁業経営体に就業または新たに経営をはじめた者

7 住宅に使用する瓦について次に掲げる基準に該当する場合、県産瓦加算を上乗せする。

(基準)

県産瓦	住宅の屋根材として、県産焼瓦、これと同等の品質・性能を有すると認められる県産スレート瓦等（以下「県産瓦」という。）を使用する場合であって、県産瓦の代金が20万円以上の場合、以下の表のとおり上乗せする。
-----	--

(規模別加算額)

県産瓦屋根坪 (県産瓦屋根面積)	60坪未満 (100㎡未満相当)	60坪以上100坪未満 (100㎡以上166㎡未満相当)	100坪以上 (166㎡以上相当)
加算額	12万円	15万円	20万円

※ 加算額は、県産瓦を使用する屋根面積により決定する。

8 住宅に使用する畳について、次に掲げる基準に該当する場合、畳加算を上乗せする。

(基準)

県産畳	住宅の畳材として、県内畳業者が採寸、縫着、敷込を行う畳（以下県産畳という。）を使用する場合であって、材料費を含む県産畳施工代金が5万円以上の場合、10万円を上限に以下の表のとおり上乗せする。
-----	---

(規模別加算額)

県産畳 施工面積	4.5畳当たり	6畳当たり	8畳当たり	10畳当たり
加算額	2万円	3万円	4万円	5万円

※ 加算額は使用する畳数により、この表の額を組み合わせで決定する。

- 9 住宅に使用するしっくい塗りについて、次に掲げる基準に該当する場合、しっくい塗り加算を上乗せする。

(基準)

しっくい 塗り	住宅において県内左官業者が別紙「既調合しっくい塗り標準仕様書」により施工する場合に以下の表のとおり上乗せする。
------------	---

(規模別加算額)

しっくい塗り 施工面積	20㎡以上 40㎡ 未満	40㎡以上 60㎡ 未満	60㎡以上 80㎡ 未満	80㎡以上
加算額	5万円	11万円	14万円	19万円

(募集)

第5条 募集は受付期間を提示し募集する。

(申込み)

第6条 補助金の交付を受けようとする者は、ふるさと越後の家づくり事業申込書(第1号様式)を、別表の機関の長(以下「局長」という。)に提出しなければならない。

(補助金交付予定者の決定)

第7条 局長は、第6条に規定する申込みがあった場合は、第3条及び第4条の基準に適合するか否かを審査し、知事に報告するものとする。

- 2 知事は、毎年度の予算の範囲内において補助金交付予定者(以下「交付予定者」という。)を決定し、その結果を局長に通知する。局長は、交付予定者について、補助金交付予定者決定通知書(第2号様式)により通知するものとする。

(辞退)

第8条 交付予定者は、申込を辞退する場合、速やかに辞退届(第3号様式)を局長に提出し、局長はその複写を知事に提出しなければならない。

(越後杉使用住宅証明書の交付)

第9条 交付予定者は、納材終了後すみやかに「越後杉使用住宅証明申請書」（補助金交付要綱別記）を次の各号に掲げる書類を添付して新潟県木材組合連合会（以下「県木連」という）に提出し、「越後杉使用住宅証明書」の交付を受けるものとする。

2 前項に基づく申請書には、次の号に掲げる書類を添付する。

- (1) 越後杉ブランド認証材納品書兼証明書（第4号様式）
- (2) 建築確認申請書等、住宅の延べ床面積のわかる書類等の写し

（補助金の申請）

第10条 交付予定者は、補助金交付申請書兼実績報告書（要綱第1号様式の2）に必要な書類（当該報告書に掲げる添付書類）を添付して、補助金交付要綱に定める期限内に局長に提出しなければならない。なお、補助金交付要綱第11に規定する状況報告書（要綱別記第5号様式）は、補助金交付申請書兼実績報告書をもってこれに代えるものとする。

2 交付予定者は、越後杉ブランド認証材の納材に係る伝票類（納材伝票、請求書等）の記載内容と越後杉ブランド認証材納品書兼証明書（第4号様式）の数量の整合を確認した上で、補助金交付申請書兼実績報告書を提出するものとする。

※ 伝票類には、越後杉ブランド認証材を表す表記がされていること。

（補助金の交付決定）

第11条 局長は、第10条に規定する補助金申請書兼実績報告書が適当であると認めるときは、補助金交付決定通知書兼額の確定通知書（第5号様式）により当該申請者に通知し、補助金を交付するものとする。

（補助金の返還）

第12条 補助金の交付決定を受けた者又は補助金の交付を受けた者が次の各号のいずれかに該当するとき、局長は、交付決定取消通知書（第6号様式）により、交付決定を取り消し、又は既に交付した補助金の全部若しくは一部の返還を命じることができる。

- (1) 規則、補助金交付要綱又はこの要領の規定に違反したとき
- (2) 不正又は虚偽の申請により、補助金の交付決定を受けたとき

（事業の内容変更等）

第13条 天災地変その他やむを得ない事情により事業の変更が必要となった場合において、補助金交付予定者は、局長に事業の変更について協議し、局長は必要があると認めるときは承認するものとする。

（併用できない事業の範囲）

第14条 ふるさと越後の家づくり事業と国土交通省が行う、地域型住宅グリーン化事

業とを併用申請する場合は、定住促進及び県産瓦、県産畳、しっくい塗りの加算をしないものとする。

また、地域型住宅グリーン化事業において、地域材を多用し20万円を限度とする加算を受ける場合は、ふるさと越後の家づくり事業との併用申請はできないものとする。

(その他)

第15条 この要領に定めるもののほか、補助金に関して必要な事項は別に定める。

附則 この要領は、平成19年4月1日から施行する。

附則 この要領は、平成19年9月1日から施行する。

附則 この要領は、平成20年4月1日から施行する。

附則 この要領は、平成21年4月1日から施行する。

附則 この要領は、平成21年9月18日から施行する。

附則 この要領は、平成22年2月26日から施行する。

附則 この要領は、平成23年3月1日から施行する。

附則 この要領は、平成24年3月19日から施行する。

附則 この要領は、平成25年4月1日から施行する。

附則 この要領は、平成25年6月25日から施行する。

附則 この要領は、平成26年3月20日から施行する。

附則 この要領は、平成27年4月1日から施行する。

附則 この要領は、平成28年4月1日から施行する。

附則 この要領は、平成29年4月1日から施行する。

附則 この要領は、平成29年4月19日から施行し、平成29年度事業に適用する。

別表

建築する区域	提出する地域機関
村上市、関川村、栗島浦村	村上地域振興局農林振興部林業振興課
新潟市、新発田市、五泉市、阿賀野市、胎内市、聖籠町	新潟地域振興局農林振興部林業振興課
阿賀町	津川地区振興事務所林業振興課
長岡市、三条市、柏崎市、小千谷市、加茂市、見附市、燕市、田上町、出雲崎町、弥彦村、刈羽村	長岡地域振興局農林振興部林業振興課
十日町市、魚沼市、南魚沼市、湯沢町、津南町	南魚沼地域振興局農林振興部林業振興課
上越市、妙高市	上越地域振興局農林振興部林業振興課
糸魚川市	糸魚川地域振興局農林振興部林業振興課
佐渡市	佐渡地域振興局農林振興部林業振興課